大洗町地域防災計画

改訂概要

計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条及び大洗町防災会議条例の規定に基づき、大洗町、茨城県等の各防災関係機関と住民等が連携し大洗町防災会議※1を組織し、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として作成されたものです。

今回の改訂は、災害対策に関連する法令改正や国及び県の最新の防災計画との整合性を図り、近年の災害等の状況を踏まえた計画となるよう修正を加えたものです。

※1大洗町防災会議

地域防災計画の作成及びその実施、防災に関する重要事項の審議等を行うために、大洗町防災会議条例に基づき設置される。

町長を会長として、町長が委嘱した国・県・町・消防機関・公共機関・住民等の代表者から構成。

対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震・津波や風水害といった自然災害と、危険物等の事故災害、列車・航空機等の交通災害、本町特有の海上における災害を対象としています。

また、大洗町は原子力施設との関連性もあることから、原子力施設における災害も計画の対象としております。

大洗町地域防災計画の主な改訂内容

１．編構成の見直し

これまで大洗町地域防災計画は、「総則編」、「地震編」、「津波編」、「風水害等編」、「原子力編」、「資料編」の６編で構成されていました。

しかしながら、「地震編」「津波編」「風水害等編」それぞれに類似の記載があったことから、当該部分を「総則」として集約しました。

また、地震・津波災害の対策にも類似点が多いことから、「地震編」「津波編」を「地震・津波編」に一本化し、５編構成としました。

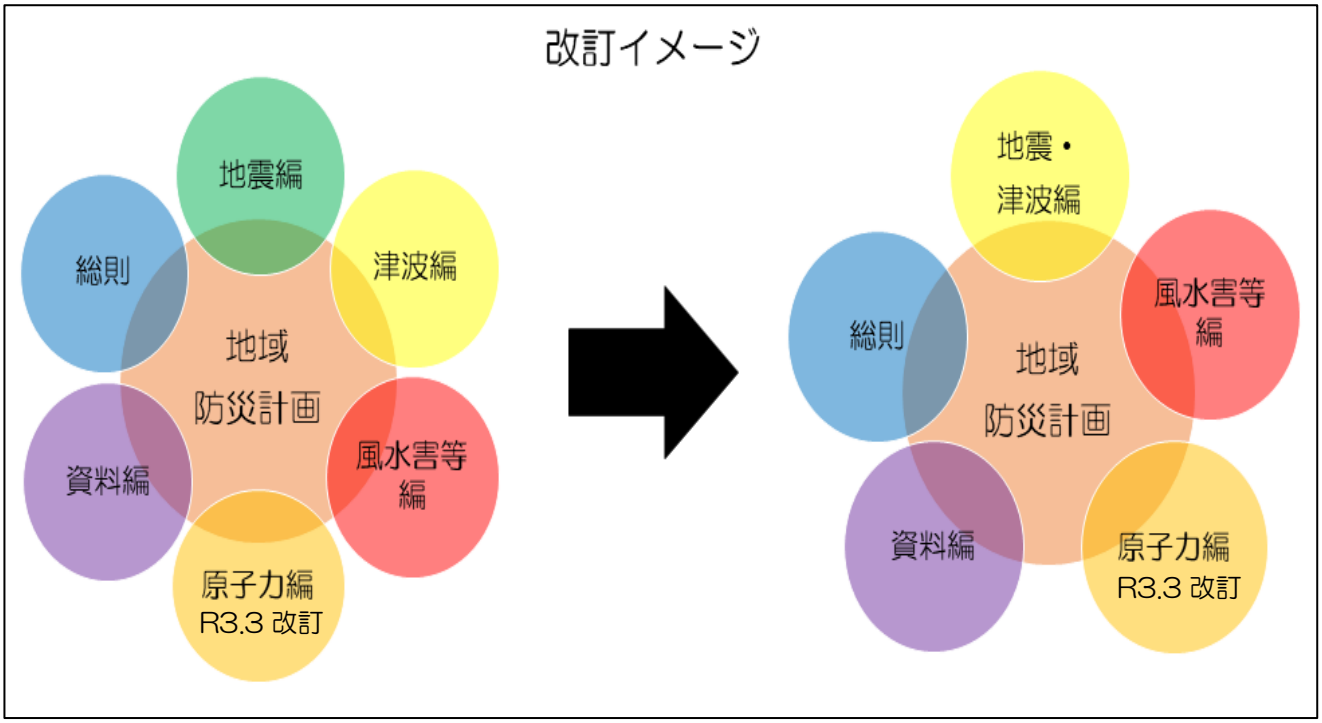

2．警戒レベルの見直し

地震・津波災害対策計画編、風水害編全般に記載

令和３年５月 20 日付で災害対策基本法改正に併せて、国の「避難情報に関するガイドライン」が改訂されました。

（国の改訂内容）

■避難準備・高齢者等避難　⇒ 高齢者等避難
■避難指示（緊急）避難勧告 ⇒ 避難指示
■災害発生情報　⇒ 緊急安全確保

この改訂に準拠し、本町防災計画も記載事項を修正しました。

以前の避難情報等

避難情報
災害発生情報（発生を確認したときに発令）
避難指示（緊急）避難勧告
避難準備・高齢者等避難
大雨・洪水・高潮注意報
早期注意情報

新たな避難情報等

警戒レベル	状　況		皆さんがとるべき行動	避難情報
5	災害発生または切迫		命の危険直ちに安全確保	緊急安全確保
	災害レベル４までに必ず避難			
4	災害のおそれ高い		危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり		危険な場所から高齢者などは避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化		自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報
1	今後、気象状況悪化のおそれ		災害への心構えを高める	早期注意情報

３．災害想定に関する事項を追加

総則 第１章 第３節 第２ 『本町に被害をもたらす可能性のある地震』に記載

国の地域指定や法改正等に基づき、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する記載を追加しました。

■南海トラフ地震

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、当町が防災対策推進地域※2に指定されたため、地域防災計画に当該地震に関する記載を追記しました。

※２ 防災対策推進地域
①震度６弱以上
②津波高３m以上で海岸堤防が低い地域
③過去の被災履歴への配慮　等を基準として設定される。

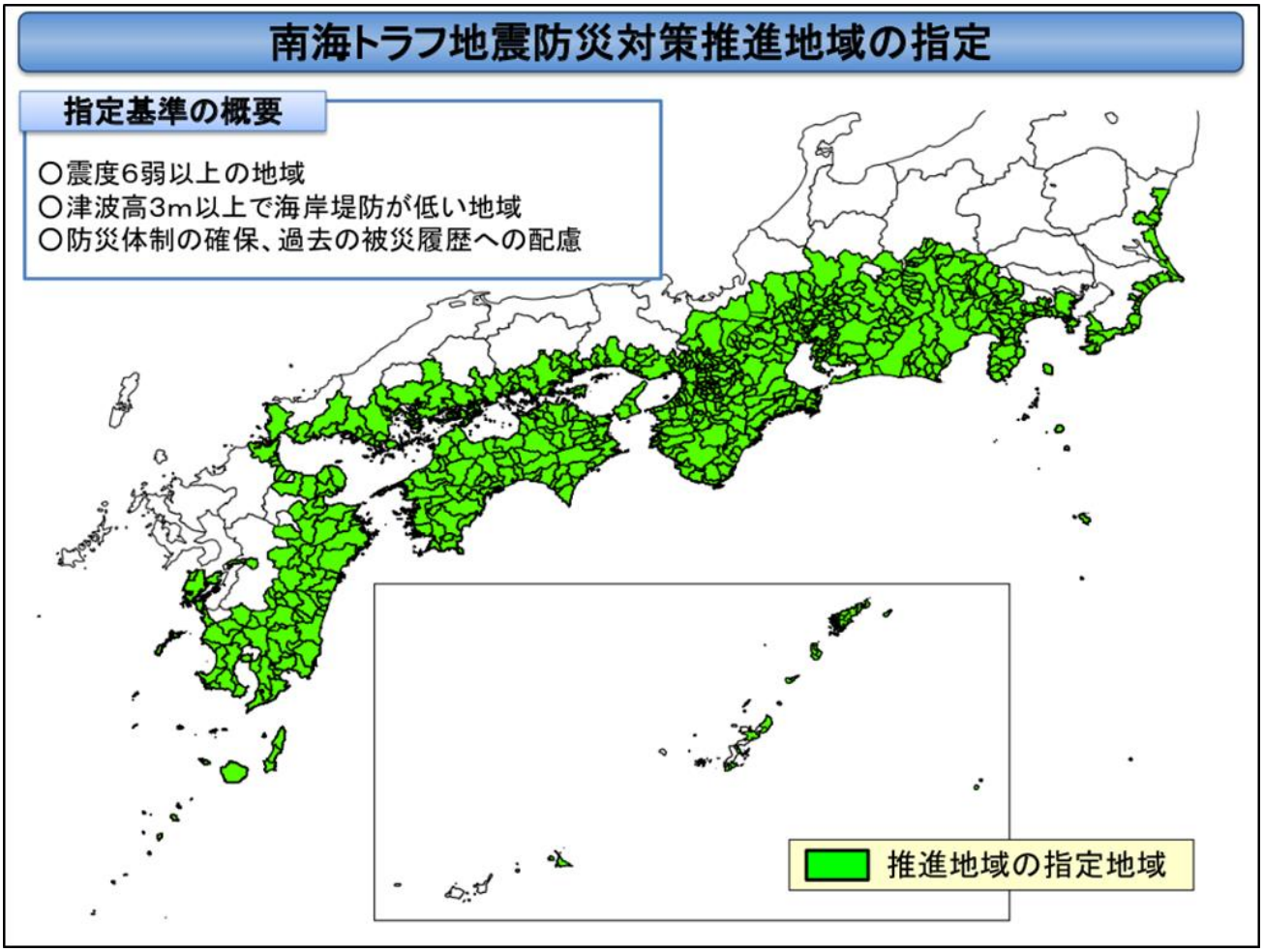

（引用元：内閣府『防災情報のページ』南海トラフ地震防災対策）

■首都直下地震

「首都直下地震対策特別措置法」施行に伴い、当町が緊急対策区域※3に指定されたため、地域防災計画に当該地震に関する記載を追記しました。

※３ 緊急対策区域
著しい地震被害が生じる恐れがあり、緊急に地震防護対策を推進する必要がある区域。

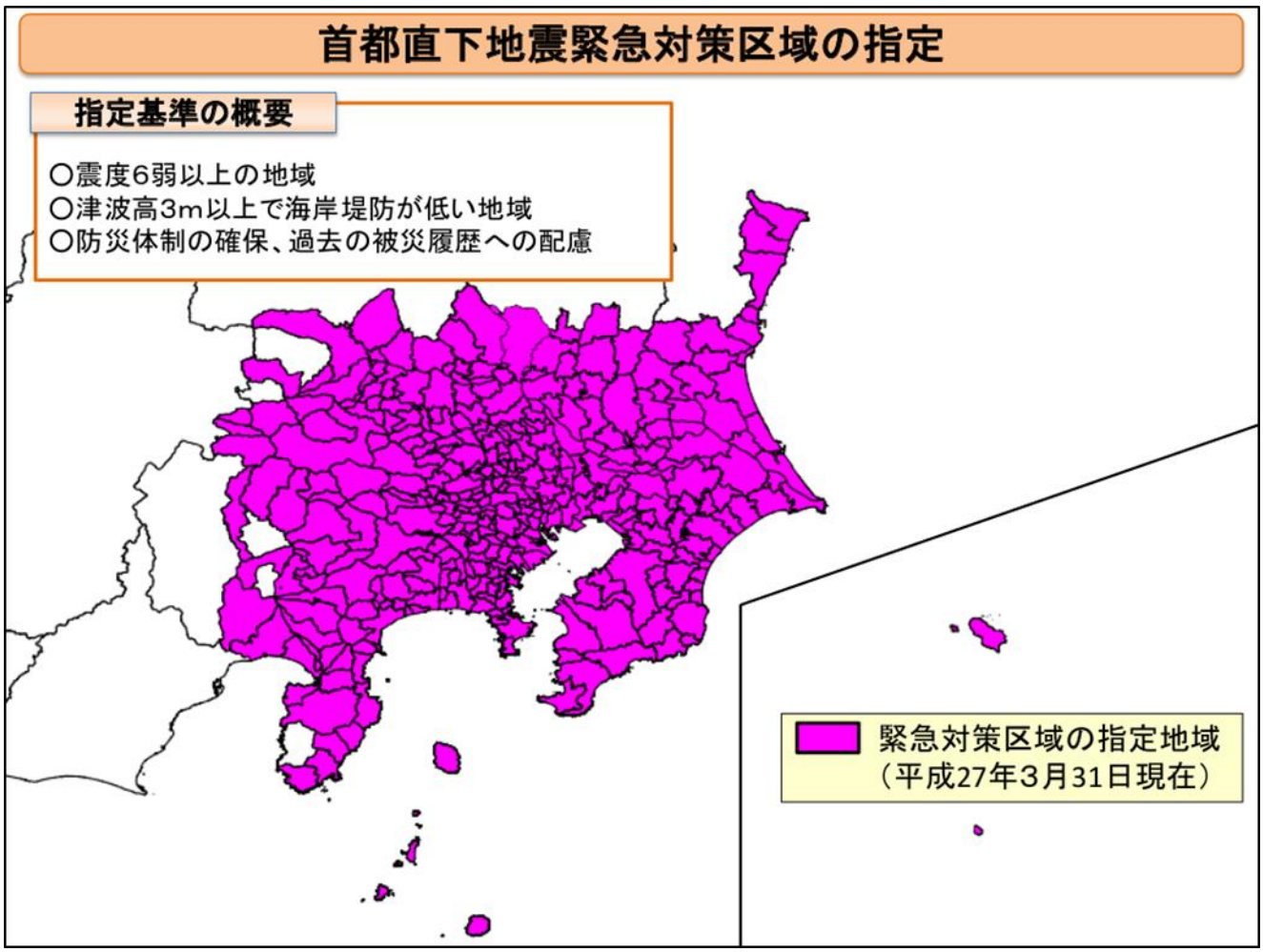

（引用元：内閣府『防災情報のページ』南海トラフ地震防災対策）

■日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正に伴い、当町は令和４年９月30日に、同法第３条の規定に基づく防災対策推進地域※4及び同法第９条の規定に基づく津波避難対策特別強化地域※5に指定されました。

※４ 防災対策推進地域

①震度６弱以上の地域

②大津波（３m以上）が予想される地域でこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

③過去の被災履歴への配慮　等を基準として指定される。

※５ 津波避難対策特別強化地域

①陸上で津波による 30 ㎝以上の浸水が地震発生から 40 分以内に生じる地域

②特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村

③同一道県内において市町村が実施する津波避難対策の一体性の確保を図る必要が高い場合　等を基準として指定される。

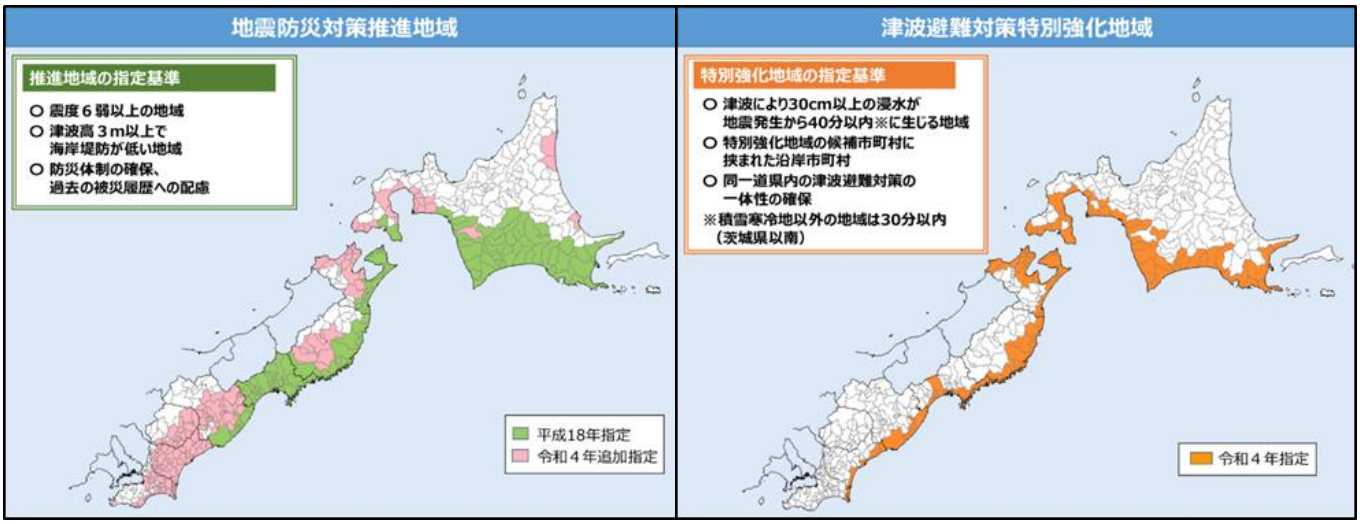

（引用元：内閣府『防災情報のページ』日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策）

４．北海道・三陸沖後発地震注意情報

地震・津波編 第３章 第２節 第３ 『災害情報の収集・伝達・報告』に記載

日本海溝・千島海溝沿いの領域では、マグニチュード７クラスの地震が発生した後に、更に大きなマグニチュード８クラス以上の大規模地震が発生した事例があり、今後も同様の事象が発生する恐れがあります。

北海道・三陸沖後発地震情報は、日本海溝千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でマグニチュード７以上の地震が発生（先発地震）した後に、１週間程度は平時より巨大地震の発生（後発地震）に注意する必要があるという旨の情報、防災対応への呼びかけ等の情報を気象庁・内閣府が発信するものです。

国の「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」に則り、揺れを感じたり、津波警報等が発表された場合に、

- 定期的に防災対応の呼びかけ
- 公共施設おける職員・施設利用者の避難誘導手順等の再確認（避難場所・避難経路の再確認）を実施

等、町が行うべき防災対策を記載しました。

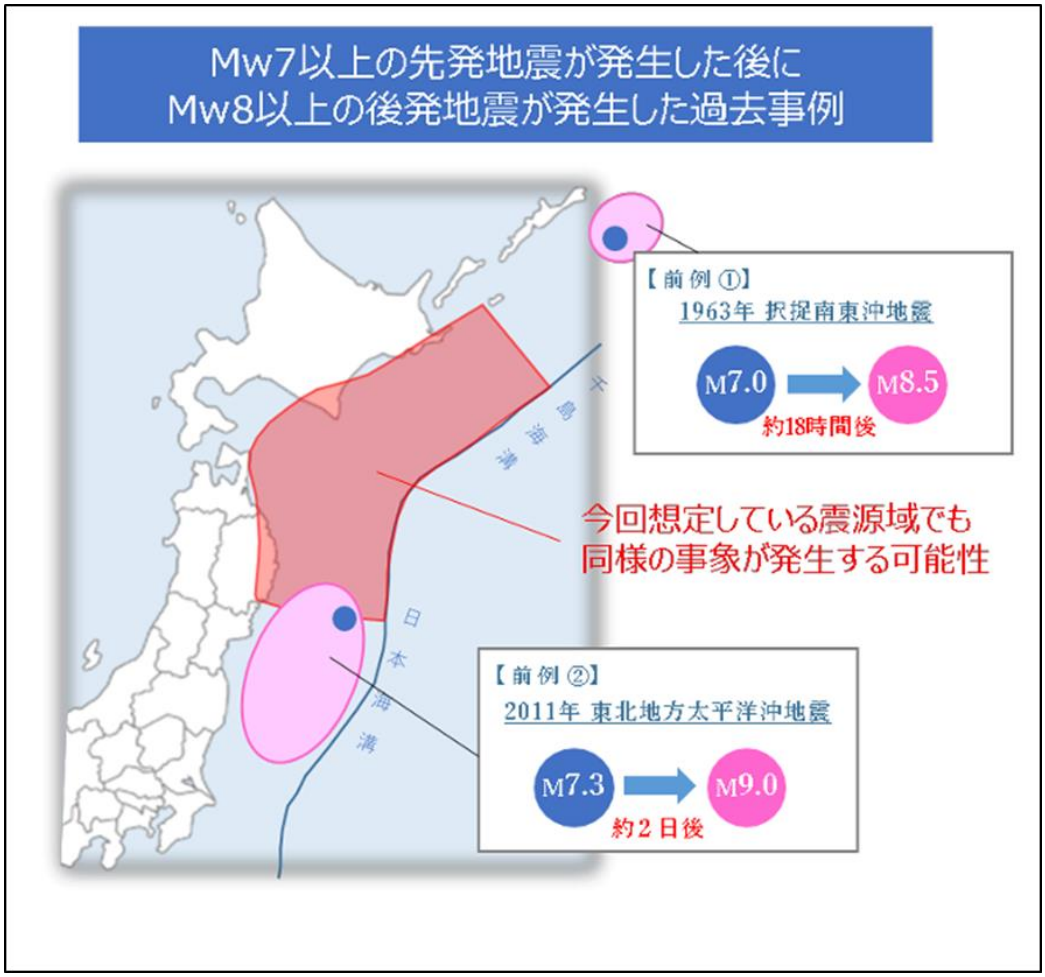

（引用元：内閣府『防災情報のページ』北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン）

５．公共施設等の津波対策

地震・津波編 第２章 第２節 第２ 『建築物の不燃化・耐震化・耐浪化等の推進』に記載

消防本部庁舎は、今後、津波浸水想定区域外の高台への移転整備を進める。

なお、災害対策本部等災害対応の拠点が津波浸水想定区域内にある場合は、併せて災害対応の拠点の整備が必要であることを追記しました。

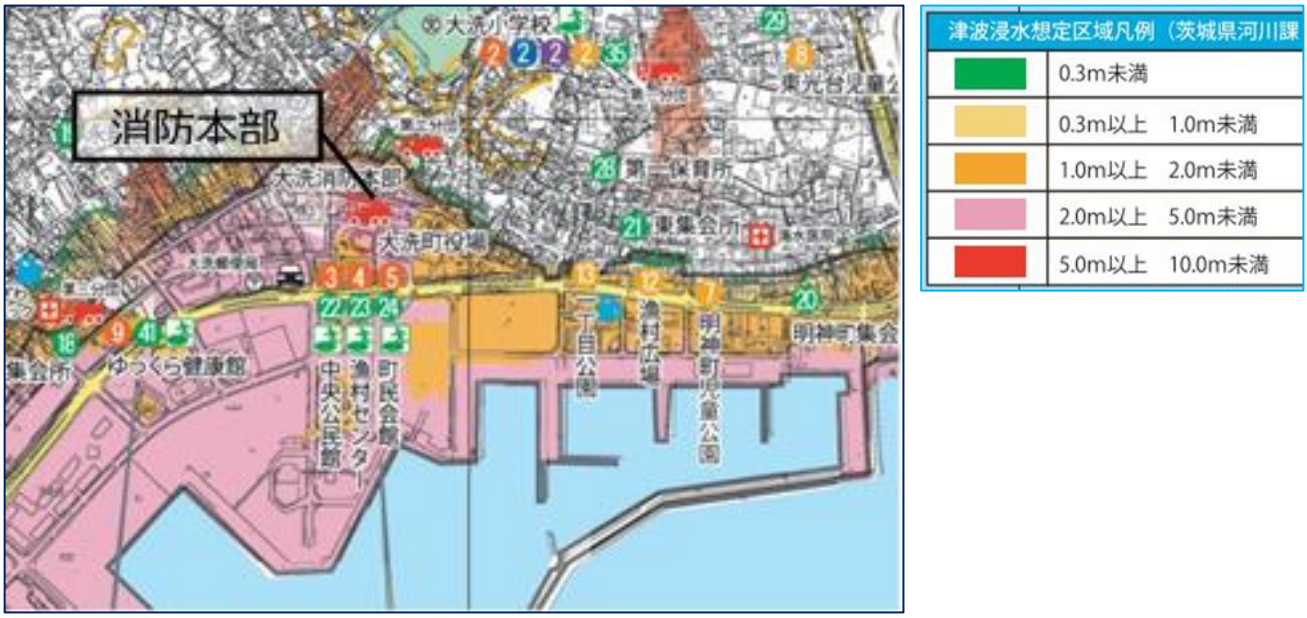

（引用元：『大洗町防災ハザードマップ（津波）』）

６．要配慮者、避難行動要支援者について追記

地震・津波編 第２章 第２節 第２ 『要配慮者安全確保のための備え』、
第３章 第５節 第６『要配慮者安全確保対策』に記載

避難行動要支援者名簿への記載内容を具体的に記載しました。

対策として、「要配慮者の避難所等における支援体制の確保」を新たに記載しました。

令和３年の法改正により避難行動要支援者について、個別避難計画の作成が努力義務となったことにより、個別避難計画の文言を新たに記載しました。

７．防災集団移転

風水害編 第２章 第１節 第１『治水計画』に記載

大洗町の浸水被害は、涸沼川沿いの地区で多く見受けられ、堤防整備の目途が立っていない状況です。

そのため、下図赤線の地区において、「防災集団移転促進事業※6」を検討していることから、本計画にも新たに記載しました。

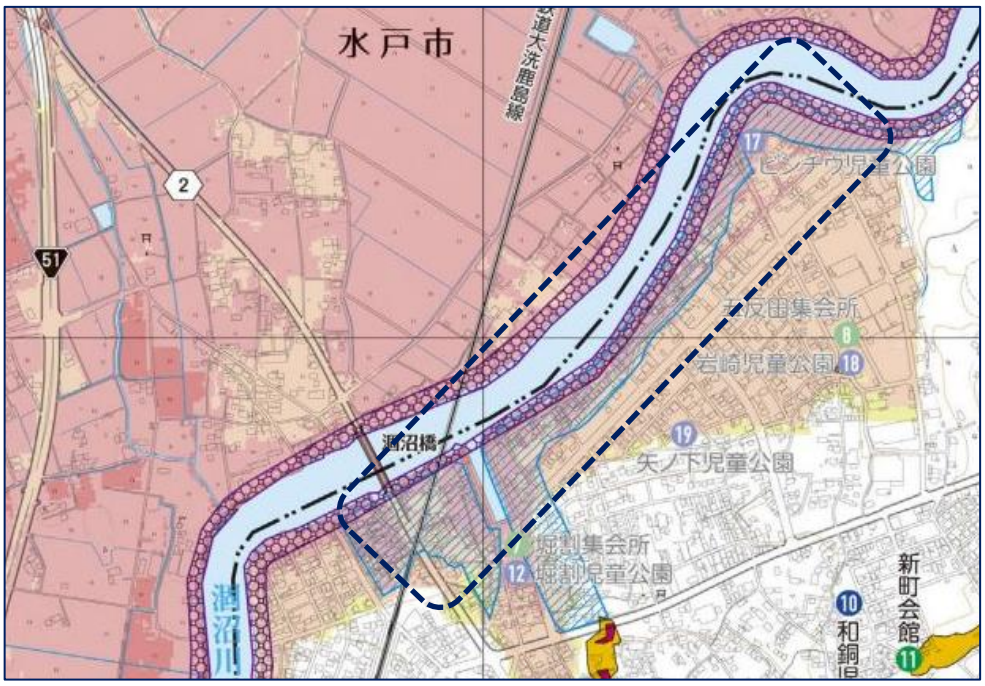

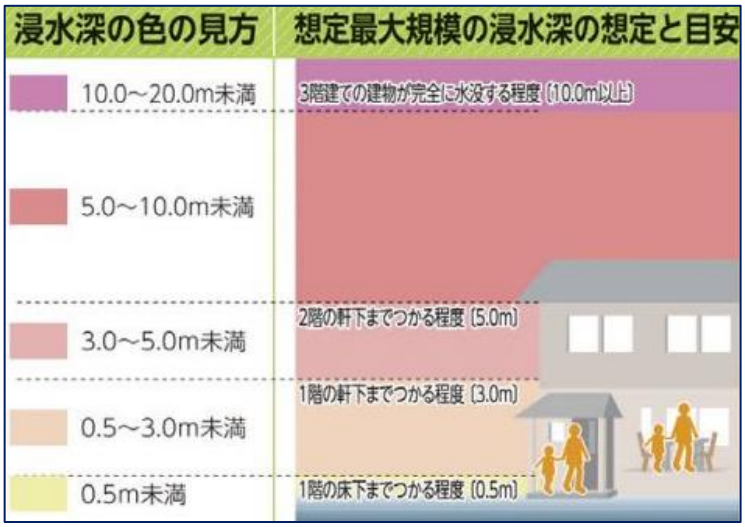

（引用元：『大洗町洪水ハザードマップ』）

※６ 防災集団移転促進事業

災害危険エリアにおいて、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転も土地の買取等に対し事業費の一部を補助する制度。

８．要配慮者利用施設の避難確保計画の策定等

風水害編 第２章 第１３節 ３ 『要配慮者関連施設の安全体制の確保』、
資料編 資料４１ 『洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧』に記載

平成２９年「水防法」の改正により、浸水想定区域などに所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となりました。

また、令和３年にも法改正があり、避難確保計画に基づく避難訓練を実施した際の報告が義務化されたことに伴い、本計画にも「避難確保計画の策定等」を新たに記載し、併せて下記対象施設の一覧表を記載しました。

	施設の名称	施設の種別	施設所在地	洪水浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
1	大洗海岸病院	病院	大洗町大貫町915		○
2	加部東歯科医院	歯科診療所	大洗町大貫町64-128	○	
3	ワークスしおかぜ	地域活動支援センター	大洗町港中央23	○	
4	こどもサークル大洗	障害児通所施設	大洗町港中央11-2 大洗シーサイドステーション内	○	
5	ここいち大洗	サービス付き高齢者向け住宅	大洗町大貫町64-46	○	
6	おおあらい学童	放課後学童クラブ	大洗町磯浜町5316-1		○
7	大洗町立大洗小学校	公立学校	大洗町磯浜町5316-1		○
8	大洗町立第一中学校	公立学校	大洗町磯浜町5247		○
9	グループホーム大洗	認知症対応型共同生活介護	大洗町大貫町2922-1	○	
10	大洗町社会福祉協議会	通所介護	大洗町港中央26-1 健康福祉センターゆっくら館	○	
11	デイサービスここいち大洗	地域密着型通所介護	大洗町大貫町64-46	○	